

京丹後市文化芸術振興計画(案)について

～京丹後市文化芸術振興審議会から教育長へ答申～

令和4年9月28日
京丹後市教育委員会

◆京丹後市文化芸術振興審議会から答申

- 1 日時 令和4年9月30日(金)午前10時00分～
- 2 場所 京丹後市 大宮庁舎 4階 第5会議室
(京丹後市大宮町口大野226)
- 3 内容 京丹後市文化芸術振興計画(案)について答申
- 4 答申者 京丹後市文化芸術振興審議会
会長 田中 智子
副会長 松本 経一

◆経過・概要

文化芸術は、豊かな人間性を育むだけでなく、地域社会のきずなを強くし、市民が生きがいを感じながら暮らしていくうえで欠かすことのできないものです。

本市では、文化芸術に関する施策を総合的・計画的に推進するため、平成31年3月に「京丹後市文化芸術振興条例」を制定し、文化芸術の振興に関する事項を調査・審議するため、令和3年3月に「京丹後市文化芸術振興審議会条例」を制定。同条例に基づき京丹後市文化芸術振興審議会を設置し、本市の文化芸術施策の基本的な方向性を示す「文化芸術振興計画」の策定について7回の審議会を開催し検討を行い、計画案がまとまりましたので、令和4年9月30日教育長に対し、答申を行います。

◆計画の位置づけ

文化芸術基本法 第7条の2第1項に規定する地方文化芸術推進基本計画として策定します。京丹後市の文化政策を総合的かつ計画的に推進するための指針となるものです。

また、「第2次京丹後市総合計画」を上位計画とし「京丹後市教育振興計画(令和2年度改定版)」の実施計画の一つとして位置づけます。

◆計画の期間

令和5年度（2023年度）から令和14年度（2032年度）までの10年間とします。

また、毎年、計画の進捗状況等を確認し、計画の前半期が終了する5年目に計画全体の検証を行い、見直しを図ることとします。

◆基本理念

文化芸術を楽しみ 人が輝く京丹後

～はぐくむ、つなぐ、いかす “日本のふるさと丹後”の文化を次世代へ～

◆基本目標

基本目標1 はぐくむ

文化芸術を学び、親しむ心を育み、「楽しさが実感できるまち」を目指します

基本目標2 つなぐ

地域の文化芸術を次代へ引き継ぐとともに、文化芸術をとおして人と地域をつなぎ、「愛着と誇りが実感できるまち」を目指します

基本目標3 いかす

文化芸術の持つ力を観光など広くまちづくりに活かし、「新たな価値が実感できるまち」を目指します

◆基本方針と基本施策

基本方針1 活動機会を充実させます

基本施策1 質の高い文化芸術を鑑賞する機会を創出します

基本施策2 だれもが気軽に演奏や発表ができる場を創出します

基本方針2 人材をはぐくみます

基本施策1 文化芸術に関する専門人材を配置します

基本施策2 専門的な指導者を活用します

基本施策3 次世代を担う子どもたちをはぐくみます

- 基本方針3** 公共施設などを使いやすく整備します
- 基本施策1 公共施設などを使いやすくします
 - 基本施策2 創作などができる場を増やします
 - 基本施策3 施設間のネットワークを構築します
 - 基本施策4 文化ホールのあり方や図書館の整備を検討します

- 基本方針4** 次世代へ文化的資源を継承します
- 基本施策1 京丹後の歴史文化を次世代に伝えます
 - 基本施策2 地域の伝統行事や民俗芸能などを次世代に伝えます

- 基本方針5** 情報を発信します
- 基本施策1 イベント、行事、団体などの情報を市内外へ発信します
 - 基本施策2 助成制度などの情報を収集し広く周知します

- 基本方針6** 文化芸術をまちづくりに広く活かします
- 基本施策1 文化的資源の魅力を市内外へ発信します
 - 基本施策2 地域・世代・国籍などを超えた交流を図ります
 - 基本施策3 文化芸術の力を観光に活かします

◆問い合わせ

京丹後市教育委員会生涯学習課（担当：坪倉 電話 0772-69-0630）